

## さいたま市市民グループ耐震研修会アドバイザー派遣制度要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市内にある住宅などの民間建築物の耐震改修促進のため、耐震診断又は耐震改修実施の検討を行う団体（以下「市民グループ」という。）に対して、市が耐震診断又は耐震改修に関する専門家（以下「耐震アドバイザー」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

### (派遣の要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、耐震診断又は耐震改修を推進するために必要があるときは、耐震アドバイザーを派遣することができる。

- (1) 市民グループが耐震診断又は耐震改修に関する研修会又は講習会等（以下「研修会等」という。）を開催するとき。
- (2) 市長が必要と認めたとき。

### (業務内容)

第3条 前条の規定により派遣された耐震アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民グループが行う耐震診断又は耐震改修に関する研修会等において、講演、指導又は助言などを行うこと。
- (2) 耐震改修促進のため、市長が認めた業務。

### (派遣の申請)

第4条 耐震アドバイザーの派遣を受けようとする市民グループは、耐震アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

### (派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は速やかに内容を審査し、派遣するか否かを決定する。派遣を決定したときは、登録を受けた耐震アドバイザーの中から適した者を選定し、耐震アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定をしたときは、選定した耐震アドバイザーに対して、耐震アドバイザー業務依頼書（様式第3号）により、第3条に規定する業務を行うことについて依頼するものとする。

### (派遣の取り消し)

第6条 市長は、耐震アドバイザーの派遣の決定を受けた市民グループが、第4条の規定による申請の内容と異なることを行おうとするとき、又は派遣の目的の達成が困難であると認めたときは、派遣を取り消し、又は中断することができる。

### (業務報告)

第7条 派遣された耐震アドバイザーは、業務終了後、速やかに耐震アドバイザー派遣業務実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

### (費用負担)

第8条 市長は、予算の範囲内において耐震アドバイザーの派遣に要する費用を負担するものとし、その額は、1人1回あたり2万5千円とする。

2 研修会等における会場費等の運営経費については、耐震アドバイザーの派遣を受けた市民グループにおいて負担するものとする。

(登録資格)

第9条 耐震アドバイザーの登録を申請できる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する実務経験15年以上の一級建築士とする。

(登録手続き)

第10条 耐震アドバイザーの登録を受けようとする者は、耐震アドバイザー登録申請書（様式5号）に市長が必要と認める書類を添えて、申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し登録すると決定したときは、耐震アドバイザー登録決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(登録期間)

第11条 登録の有効期間は登録した日から3年を経過した日以降最初の3月31日までとする。

(登録の更新)

第12条 耐震アドバイザーの登録を更新する場合、耐震アドバイザーの登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、有効期間満了の1ヶ月前までに耐震アドバイザー登録申請書（様式第5号）を新たに市長に提出しなければならない。

2 第10条第2項の決定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録の抹消)

第13条 市長は、登録者が業務を遂行することができないと認めるとき並びに不誠実な行為があったとき又は登録者から登録の抹消の申し出があったときは、登録を抹消することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により耐震アドバイザー派遣申請書、耐震アドバイザー派遣業務実績報告書又は耐震アドバイザー登録申請書を提出する場合には、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。